

# 青年海外協力隊サモア OB 会 会則

2022/6/25

青年海外協力隊サモア OB 会

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条. 本会は、「青年海外協力隊サモア OB 会」と称する（以下「本会」と称する。）

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 2 条. 本会の目的は、次のとおりとする。

「会員相互の親睦をはかり、サモアでの経験を通じて日本国内におけるサモアの広報及びサモアと日本の親善等に寄与することを目的とした活動を行う。

(活動)

第 3 条. 前条における活動とは以下のものをいう。

- (1) サモアの広報に資する各種イベントへの参加
- (2) 会員相互の親睦に資するイベント開催
- (3) SNS を通じた情報発信
- (4) 会員からの要望又は協力要請があった活動
- (5) サモアと日本の親善につながる活動
- (6) 将来の国際協力従事者の発掘及び人材育成
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動など

## 第 3 章 会員

(会員)

第 4 条. 本会の会員は、サモアで活動を行った JICA ボランティアの OB・OG や JICA 関係者などのサモア関係者や本会の目的に賛同し、その活動に協力しかつ期限までに会費を納めた個人または法人とする。

(会費)

第 5 条. 会員は、本会の活動資金として年会費 2,000 円を納める。

2. 会費は、原則として当該年度内に納める。

## 第4章 総会

(総会構成)

第6条. 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第7条. 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業予算及び事業計画
- (3) 会則の変更
- (4) その他総会でこの会則で定められた事項

(開催)

第8条. 総会は定時総会として原則毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合臨時総会を開催する。

(方法)

第9条. 総会の開催は対面またはオンラインで開催するものとする。

(招集)

第10条. 総会は、運営委員会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第11条. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第12条. 総会における議決権は、会員1名につき1票とする。

(決議)

第13条. 総会の決議は、総会出席会員の議決権の過半数を以て行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

## 第5章 役員

(役員及び定数)

第14条. 本会を円滑に運営するために運営委員会を置く。

運営委員会は、本会の次の役員をもって構成する。(但し、会計監査員を除く。)

・ 会長 ..... 1名

- ・ 副会長       .....     3 名以内
- ・ 会計         .....     1 名
- ・ 運営委員     .....     1 名以上 5 名以内
- ・ 会計監査員   .....     1 名以上 2 名以内
- ・ 相談役       .....     1 名以上 2 名以内

(選任・任期)

第 15 条. 役員は、総会において出席者の過半数の賛成をもって選出される。

2. 任期は原則として 2 年とする。但し、再任は妨げない。
3. 選出・任期欠員が生じた場合は次の総会までの臨時役員を会長が指名する。

(職務及び権限)

第 16 条. 会長は本会を代表し、運営委員会を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が任務遂行できない場合はその任務を代行する。
3. 会計は本会の予算の収入・支出を管理する。
4. 会計監査員は会計報告を監査する。
5. 相談役は本会の運営事項のうち重要な事項に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

(報酬)

第 17 条. 役員は、無報酬とする。

## 第 6 章 運営委員会

(構成)

第 18 条. 本会に運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、すべての役員をもって構成する。

(権限)

第 19 条. 運営委員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務の執行をする。
- (2) 会長、副会長、運営委員及びその他の役員の選定及び解職。

(開催)

第 20 条. 運営委員会は、必要に応じて開催する。

(方法)

第 20 条. 運営委員会の開催は対面またはオンラインで開催するものとする。

(招集)

第 22 条. 運営委員会は、会長が招集する。

2. 運営委員会を招集する場合は、会長は、各役員に対して、会議の日時、場所、

目的たる事項並びにその他必要な事項を通知しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 23 条. 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 24 条. 運営委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(事業年度)

第 25 条. 事業年度は、4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

(活動計画及び活動予算)

第 26 条. 本会の活動計画及び活動予算は、毎事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。但し、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開始できない場合にあっては、運営委員会の承認を得た上で直近の総会で承認を得るものとする。

(活動報告・会計報告)

第 27 条. 本会の活動報告法及び会計報告は、当該事業年度終了後、会計監査員の監査を得た上、当該事業年度終了後の直近の総会において報告をするものとする。

## 第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 28 条. 会則の改正は、総会出席会員の過半数の賛成により成立する。

(解散)

第 29 条. 本会は、総会において会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て、解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 30 条. 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 31 条. 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、サモアに係るしるべき組織に贈与するものとする。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 32 条. 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

(情報の連絡及び管理)

第 33 条. 会員は、氏名、連絡先所、メールアドレス、等に変更があった場合には、その都度隊次及び職種を合わせて役員に通知しなければならない。

2. 本会は、会員より得た個人情報は本会活動以外の目的には使用しない。

## 第 9 章 補則

(壮行会補助)

第 34 条. 新隊員に対する壮行会を開催した場合、本会より新隊員分についてのみ補助を行う。

(実施細則)

第 35 条. この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、運営委員会の決議により定める。

(附則)

この会則は、平成 6 年 1 月 29 日に施行し、同日より適用する。

(附則)

この会則は、平成 8 年 6 月 8 日に施行し、同日より適用する。

(附則)

この会則は、平成 10 年 5 月 24 日に施行し、同日より適用する。

(附則)

この会則は、平成 17 年 6 月 18 日に施行し、同日より適用する。

(附則)

この会則は、平成 19 年 7 月 14 日に施行し、平成 19 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

(附則)

この会則は、令和 3 年 3 月 28 日に施行し、同日より適用する。

(附則)

この会則は、令和 4 年 6 月 26 日に施行し、同日より適用する。